

從殿東第三間西柱東邊構簾臺自北障子下至南廂、懸錦額御簾、又自第四間以西六箇間、並西戸間

懸同御簾但戸間懸内

〔西宮記臨時四〕天曆八年正月七日、左大臣定奏任御葬司事略、廿四日、撤尋常御簾、改蘆簾以鈍色細布爲

端帽額

〔空穂物語樓の上之上〕もかうのすのなかに、なげしのまもにゐて、わらははかうらんにとりて、た、けば、大將おはしたり、略中玄ん殿に二所おはしますべくして、みすのまかうには、大もんのにしきをせさせ給、たかくまきあげて、御はまゆかにまきゑして、略下

〔枕草子二〕にくきもの

いやすなどかけたるをうちかづきて、さらくとならしたるもいとにくしもかうのすは、ましてこはき物のうちをかる、いとまゑるし、それもやをらひきあげて出入するは、さらにならず、

〔枕草子五〕なまめかしきもの

夏のもかうのあざやかなるすの、とのかうらんのわたりに、略下

〔枕草子九〕心にくき物

いみじうまつらひたる所のおほとなぶらはまいらで、長すびつにいとおほくおこしたる火のひかりに、御几帳のひものいとつや、かに見え、みすのまかうのあげたる、このきはやかなるも、けざやかに見ゆ、

〔徒然草上〕諒闇の年ばかり哀なる事はあらし、いろの御所のさまなど、板敷をさげ、あしの御簾を、かけて、布のまかう、あらしく、御調度どもおろそかに、略中異様なるぞゆ、しき、

〔安齋隨筆後編二〕一布のまかう、つれく草に見えたり、源氏朝貌の巻に、び色のみすに、黒き木丁のすきかげあはれに云々、是は、權齋院の服中の事也、細只今服したるによりて也、花鳥